

令和7（2025）年度 東郷町協働による まちづくり提案事業 募集要項

1	事業の目的	p.1
2	提案できる団体・事業の要件	p.1
3	募集テーマ	p.2
4	委託料	p.4
5	事業期間	p.4
6	選定予定数	p.4
7	事前協議	p.4
8	応募方法	p.5
9	審査、契約の締結	p.5
10	事業実施	p.6
11	事業の成果報告	p.6
12	問合せ先	p.6

東郷町協働によるまちづくり提案事業 募集要項

1 事業の目的

地域課題を解決し、多様化する住民ニーズに対応するため、まちづくりには行政と住民との協働が不可欠となっています。

本事業は、町内の団体から募集したまちづくり提案事業を団体と町が協働で行うことで、地域の課題を解決又は地域を活性化することを目的としています。

2 提案できる団体・事業の要件

1 提案できる団体

次の要件を満たす団体

- (1) 町内に活動場所を有していること。
- (2) 5人以上の会員で組織されていること。
- (3) 団体の規約等が整備され、運用されていること。
- (4) 1年以上継続して活動していること。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 政治又は宗教活動を目的としないこと。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- (8) 町の要請に応じて活動実績の発表ができること。

(例：NPO 法人、ボランティア団体、町民活動団体、自治会等)

2 提案できる事業

次の要件を満たす事業

- (1) 町が定めるテーマ（P. 2～3）に関連した、具体的な企画提案であること。
- (2) 地域の課題解決や地域の活性化を目的に実施するもの、又は先進的な取組であるもの。
- (3) 具体的な効果や成果が期待できること。
- (4) 提案団体と町の協働が必要と認められること。
- (5) 他に補助金、委託料等の交付を受けて実施する事業でないこと。

※ 同一事業を継続実施する場合、初年度を含めた3年度まで提案が可能ですが、事業内容は前年度の結果、成果を踏まえた内容としてください。提案事業企画提案書の提出は毎年度必要です（審査も毎年度実施）。なお、4年度以上の継続の必要がある場合は、事業担当課及び企画情報課との協議を行います。

3 募集テーマ

	事業名 (事業担当課=協働者)	事業説明	具体例
1	着ぐるみ派遣プロジェクト (情報広報課)	地区等で行われる行事に着ぐるみを派遣し、行事を盛り上げるとともに町のキャラクターをPRする。	・スーツアクターの募集、派遣 ・アテンダントの募集、派遣
2	公共交通利用促進事業 (公共交通対策室)	巡回バス等の公共交通機関の利用を促進するため、啓発事業等を実施する。	・巡回バススタンプラリーグッズ作成
3	シティプロモーション促進事業 (情報広報課)	東郷町の住みよい「ちょうど級」の周知やコンテンツの作成	・コンテンツ作成 ・動画やパンフレット等ツール作成 ・周知、拡散活動
4	消費者啓発事業 (地域協働課)	消費生活に対する消費者の意識を高めるため、消費生活講座等の啓発活動を行う。	・悪質商法の被害防止講座 ・消費生活相談会 ・消費生活パネル展
5	町民活動団体支援事業 (地域協働課)	町民活動団体等の活動を活発化させるため、団体育成のための講座や、団体間のネットワーク形成のための交流会等を実施する。	・団体活動ステップアップ講座 ・町民活動団体交流会
		町民活動センターの運営を受託し、町民活動団体等の支援事業を展開する。	・町民活動センターの管理 ・運営
6	男女共同参画推進事業 (地域協働課)	男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画に関する講座や行事の開催、啓発パンフレットの作成等を行う。	・イクボス・イクメン養成講座 ・女性の起業・社会進出セミナー ・働く女性のキャリアアップセミナー ・LGBT 町民セミナー
7	在住外国人支援事業 (地域協働課)	在住外国人が地域社会の中で、安心して安全に暮らせるよう支援する。	・外国人のための防災教室 ・外国人児童の学習指導
8	長野県王滝村交流事業 (地域協働課)	長野県王滝村との交流を深めるため、東郷町民が参加する王滝村へのツアー等を開催する。	・王滝村自然観察会 ・王滝村カヌー体験教室
9	地域防犯事業 (防災安全課)	安全で安心なまちを目指し、地域での犯罪抑止活動に取り組む。	・防犯パトロール ・見守り活動
10	障がい者の社会参加促進事業 (福祉課)	障がい者にスポーツや文化芸術活動を行う機会を提供し、社会参加を促す。	・障がい者向けスポーツ教室 ・障がい者が出展する美術展、書道展
11	高齢者ちょっとした困りごと助け合い事業 (高齢者支援課)	高齢者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、見守りや生活支援を行う。	・見守り活動 ・移動支援 ・買い物、ゴミ出しなどの困りごとを助け合う体制づくり
12	町の子育て支援PR隊 (こども保健推進室)	子育て支援団体が町の子育て支援事業について施設やサービスの利用体験などをまとめ、町SNSを活用して写真やコメントを投稿してPRする。	・子育て支援センターのイベントPR ・ファミリーサポート事業援助活動PR
13	こどもの居場所づくり (こども保健推進室)	地域の中でこども自身が「居場所」と感じられる場を大人が提供し、こどものペースに応じて人との交流や社会生活・学習スキルの習得を促す。	・こどもの勉強会
14	こどもの発達支援事業 (こども保健推進室)	発達特性のあるこどもへの理解を深めるための活動を行う。	・発達障がいに関する講演会
15	食育推進事業 (成人保健推進室)	食を通じて豊かな人間性を育むよう、幼児・学童に対して食育推進のための取組を行う。	・食生活に関する講話

1 6	健康増進事業 (成人保健推進室)	町民が健康で元気に暮らせるよう、健康づくりを促進、支援するための活動を行う。	・体操教室 ・町内のウォーキングマップの作成
1 7	若者就労支援事業 (産業振興課)	無職や引きこもり状態等、働きたいけれど働けずにいる若者(15～49 歳程度)が自立できるよう支援を行う。	・相談窓口の設置 ・就労訓練
1 8	特産品開発事業 (産業振興課)	町の歴史、文化、産業を活かした特産品の開発、改良を行う。 または、特産品の PR、販路拡大を推進する。	・町内農産物を使った特産品の開発 ・試食会 ・お土産マップの作成
1 9	地産地消推進支援事業 (産業振興課)	町内で育つ野菜の知識を深め、消費を増やすための方法を提案する。 自らが農園等で野菜を育てると共に、育った野菜について消費拡大の方法を提案する。	・東郷町産にこだわった消費活動を提案するとともに、自らが行動する。 ・旬な物マップの作製 ・野菜ソムリエによる講演会 ・試食会
2 0	きれいなまち大掃除事業 (環境課)	景観を損ねている不法投棄物を撤去し、適正に処分することで、景観の保全を図る。	・不法投棄案件の確認、地主探し ・地主への処分依頼 ・不法投棄物の撤去、処分
2 1	資源回収促進事業 (環境課)	家庭から出るごみの中には、資源化できるもの(紙類、布、金属類、プラスチック類)が多数ある。これらを資源として回収できるよう資源回収の啓発を図る。	・資源回収促進のための広報物の作成 ・資源回収の実施
2 2	動物愛護事業 (環境課)	犬猫等の殺処分をなくし、動物との共生を実現するための活動を行う。	・迷子のペットの保護、救護 ・家庭で飼えなくなったペットの里親(飼い主)探し
2 3	ごみ出し困難者支援事業 (環境課)	高齢者を始めとした自力でごみ出しが困難な人を支援する。	・ごみ集積場所へのごみ出し
2 4	環境保全交流事業 (環境課)	町内の小中学生に向けての環境講座、または交流事業を実施することで、子どもたちの環境問題に対する関心、意識を高め、持続可能な社会の実現に取り組む。	・里山保全交流事業 ・生活排水対策講座 等
2 5	道路・水路愛護活動事業 (都市整備課)	歩道や水路を常に美しく保つため、道路や水路の愛護活動を行う。	・ゴミ拾い ・除草 ・植栽帯の管理
2 6	公園等遊具塗装事業 (都市整備課)	景観を損ねている塗装が劣化した遊具を再塗装し、公園の景観維持を行う。	・鉄棒、すべり台等の塗装
2 7	震災復興都市計画事業 (都市計画課)	区画整理などで整備されていない市街地の建築物が、大規模な震災で倒壊した場合に備え、道路計画などを見直し、震災に強い良好な市街地の形成計画を策定する。	・整備された町の将来像の策定
2 8	子ども・若者育成支援事業 (生涯学習課)	子ども・若者の健全育成を目的とした催しや、子ども・若者が社会生活を円滑に送れるよう支援する取組を行う。	・いじめの防止を図る映画会 ・ひきこもり支援ネットワークの構築
2 9	食育指導用教材作成事業 (給食センター)	保育園、小中学校の食育指導で使用する教材や資料を作成する。	・教材 DVD の作成 ・紙芝居の作成
3 0	いいところ発見 まちおこしイベント (企画内容で担当課を決定)	町のいいところ(人・自然・行事等)を発見できるようなイベントを企画・開催し、町の魅力を周知する。	・写真展 ・町民ウォーキング ・農業体験

4 委託料

1 委託料の額

区 分	内 訳
採択事業が初年度又は単年度の場合	150,000円以内
採択事業が2年目の場合	100,000円以内
採択事業が3年目の場合	50,000円以内

2 委託料の対象となる経費

事業実施のために直接必要となる経費のみとし、下記の区分によります。

項 目	具 体 例
人 件 費	給料、賃金等
報 償 費	講座、講演会等における講師への謝礼等
旅 費	研修に参加する際の交通費等
消 耗 品 費	文具、書籍等（1点1万円以内のもの）
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷製本代
役 務 費	通信費（切手はがき代等）、ボランティア保険料等
使用料・賃借料	会場使用料、機器等賃借料等
そ の 他	町長が必要と認めたもの

※ 予算が余る場合は、契約金額の減額変更が必要となります。

※ 決算内容の分かる詳細資料（領収書、出納管理簿等）の提出が必要となります。

3 委託料の支払い

原則精算払いとします。ただし、町が必要と認めた場合は、事業完了前に一部前金払いができます。

5 事業期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日まで

6 選定予定数

新規提案事業2件（応募件数で変更する可能性あり）

7 事前協議

応募に向けて、提案団体、事業担当課、企画情報課で事前協議を行います。そこで、提案が募集テーマの目的に沿っているか、事業計画（事業内容・予算計画）は適正か等を確認します。

8 応募方法

1 応募方法

次の書類を作成し、事前協議を行った上で、募集期間内に企画情報課へ提出してください。

なお、企画提案は1団体につき1件とし、提出された書類は返却しません。

- (1) 東郷町協働によるまちづくり提案事業企画提案書（様式第1）
- (2) 事業収支予算書（様式第2）
- (3) 提案団体の運営に関する規約（規則、会則その他これに準ずる書類）
- (4) 提案団体の役員及び会員名簿
- (5) その他町長が必要と認める書類

※ 企画提案書の事業概要は、できるだけ具体的に記載してください。

※ 文章を補うために、写真等を添付資料として提出して構いません。

2 提出先

東郷町役場 企画政策部 企画情報課 企画調整係

3 募集期間

令和7（2025）年2月3日（月）から2月28日（金）まで

9 審査、契約の締結

提案事業は、東郷町協働によるまちづくり提案事業審査会で書類審査を受け、そこで協働事業に適した事業と認められれば採択されます。

1 主な審査基準

- (1) 地域の課題解決や地域の活性化を目的に実施するもの、又は先進的な取組であるか。
- (2) 町との協働委託事業として実施するにふさわしい事業か。
- (3) 具体的な効果や成果が期待できるか。
- (4) 計画性があり、実効性が十分に感じられるか。
- (5) 町民活動の特性を活かせる内容か。

2 審査結果

後日、各団体に郵送で通知し、町ホームページでも公開します。

3 契約の締結

採択された事業の実施団体と町で協議し、事業内容（仕様書）を確定した上で委託契約を締結します。

（注意事項）本事業の実施は、令和7年度予算の成立が前提条件となります。

10 事業実施

1 事業実施

実施団体は、委託契約に基づき事業を実施します。

2 事業内容の変更

契約締結後、やむを得ず事業内容が変更となる場合は、事業実施前に必ず町に申し出てください。事業担当課及び企画情報課との協議を行います。

3 事業実施に伴う成果物

成果物は、町と実施団体とで共有します。ただし、町長が必要と認めた場合は、町に帰属させることができます。

4 事業完了報告

事業完了日から起算して14日以内、又は令和8（2026）年3月31日までのいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

- (1) 東郷町協働によるまちづくり提案事業結果報告書（様式第3）
- (2) 事業収支決算書（様式第4）
- (3) 事業のチラシや事業実施風景の写真等の参考資料

11 問合せ先

〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地

東郷町役場 暮らし健康部 地域協働課 地域協働係

（電話）0561-56-0727 （FAX）0561-38-7933

（Eメール）tgo-chiiki@town.aichi-togo.lg.jp